

～ 共に生き、支え合いを育む ～

“明石ほっとプラン”

明石市第3次地域福祉計画（案）

平成 28（2016）年 3 月

明 石 市

目 次

第1部 序 論

第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の担い手と役割
- 3 第2次地域福祉計画の振り返り

第2章 計画の構成

- 1 計画の位置付け
- 2 計画の全体像、市社協の活動計画との関連性
- 3 計画期間
- 4 策定方法

第2部 第3次地域福祉計画

第1章 基本理念

第2章 基本方針

- 1 基本方針
- 2 圏域の考え方

第3章 施策・重点事業

- 施策1 地域福祉活動組織の支援と連携促進
- 施策2 市社協と連携した地域福祉の担い手の養成
- 施策3 人のつながりに支えられた地域の安全・安心の充実
- 施策4 総合相談拠点の整備や支援体制の充実

第4章 計画の進行管理

資 料 編

1 明石市地域福祉計画策定委員会

- 明石市地域福祉計画策定委員会設置要綱
- 明石市地域福祉計画策定委員会運営要領
- 策定委員会委員、事務局名簿

2 策定経過

3 地域福祉計画策定に関わる担い手アンケート調査 結果

第1部 序 論

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

(1) 社会動向

□ 本格的な人口減少、少子超高齢社会を迎えています

全国の人口、高齢化率、合計特殊出生率の推移等

□ 介護保険法、障害者差別解消法にみられるように法制度が急速に変化しています

介護保険法改正、障害者差別解消法、生活困窮者自立支援法の成立に伴う動向等

□ 自助・共助・公助が一体となった新たなしくみが必要です

地域コミュニティの希薄化、地域課題の多様化に対応するしくみづくりの必要性

□ 「誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けることができる地域づくり」をめざす

市と市社会福祉協議会の位置づけ、地域福祉計画の意義等

(2) 明石市の動向

□ 国や県よりも進行は遅いものの少子高齢化が着実に進行しています

明石市の人口、高齢化率、合計特殊出生率の推移等

□ 要援護世帯の増加により、自助の力が弱まって行くことが予想されます

ひとり暮らし高齢者台帳等の登録数や障害者手帳交付数の推移等

□ コミュニティの希薄化が進み、共助の力が弱くなることが予想されます

自治会加入数の推移、まちづくり施策の動向等

□ 多様化する地域課題に対応する総合的な相談、支援体制が求められています

生活困窮者自立支援制度や障害者差別解消条例等制定に伴う動向、
総合相談窓口の開設等

□ 今の時代にあった新しい支え合いの力が求められています

地域包括ケアシステムの構築、生活支援サービスの充実に向けた動向、
民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、ボランティアの現状等

2 計画の担い手と役割

地域福祉活動の担い手の役割分担や連携が求められています

支援の必要な人を、地域で支えていくためには、地域福祉活動の担い手同士が役割を分担、連携して地域福祉活動を推進していく必要があります。

例えば、ひとり暮らし高齢者の日常的な安否確認や災害時の支援としては、隣近所の住民や自治会・町内会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という）等が中心的な役割を担い、市と市社協がその活動を支えるなどの役割分担や連携が考えられます。

行政による環境整備、市社協による活動支援が求められています

行政には地域福祉計画に基づき、住民、地域組織、福祉事業者が活動するための環境整備や、地域の福祉サービスの基盤整備を図る役割・責務があります。

また、市社協には、法的に位置付けられた地域福祉を推進する団体として、地域福祉活動計画に基づく福祉サービスの提供などとともに、住民や地域組織への活動支援が求められています。

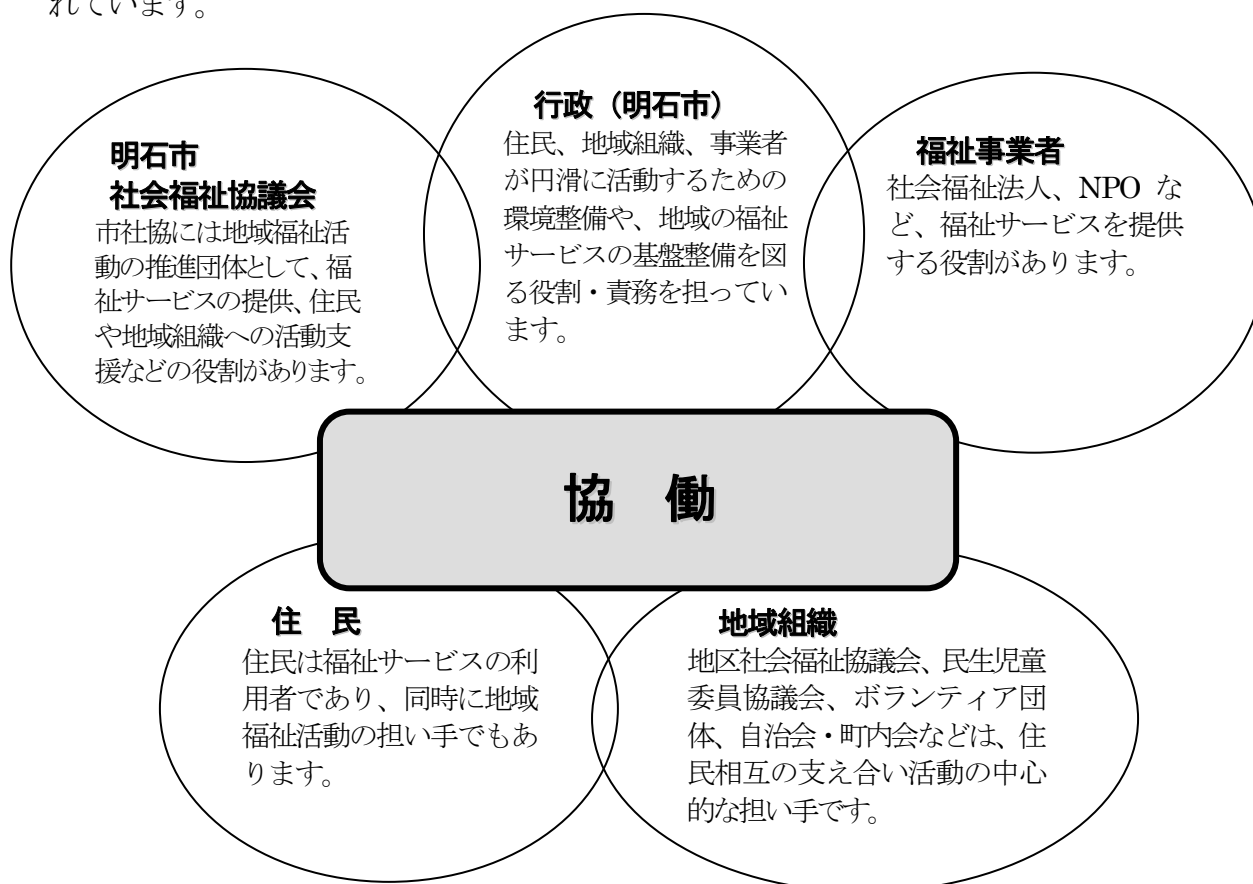


図 地域福祉活動の担い手と役割

3 第2次地域福祉計画の振り返り

住民主体の中心組織づくり・担い手養成策と、テーマ別課題対応策

- 明石市第2次地域福祉計画は「誰もが安心して住み続けることができる 地域づくり」を基本理念として、それぞれの地域がその特色を活かした方法で取り組むことを支援するものです。5つの施策と22の重点事業で構成されています。
- 施策の第1に住民主体を掲げており、地区社協を住民主体の中心組織に位置づけて、その活動を計画的に支援しています。住民主体を支えるために、第2に担い手養成策に取り組んでいます。第3は、緊急災害時支援、見守りと生活支援、孤立防止等のテーマ別課題対応策です。第4は、課題を地域ぐるみで解決していくための連携策です。第5に、担い手が参加して行う計画の進行管理となっています。

基本理念

それぞれの地域がそこにしかない人材を活かした方法で
「誰もが安心して住み続けることができる地域づくり」に取り組もう

5つの重点施策

- ① 住民主体の中心組織づくりとその活動を支援します
- ② 市社協と連携して地域福祉の担い手の養成を支援します
- ③ 人のつながりに支えられた地域の安全・安心を高めていきます
- ④ 利用者本位の視点で地域ぐるみのケア体制づくりを図ります
- ⑤ 担い手の参加によって計画の進行管理を行います

(1) 住民主体の中心組織づくりと活動支援

市民会議の取組みが中心組織づくりに寄与

- 計画の大きな特徴として、市民会議を中心として第1次計画（平成18（2006）年度）を策定し、そのメンバーが計画の実践を担ってきました。この間、住民主体の中心組織づくりが形になってきました。旧市民会議は、地区社協やまちづくり組織、在宅サービスゾーン協議会の部会となって、地域福祉活動の中心組織として活動を継続しています。
- 市職員の実践現場における養成の場でもあったワーキンググループの派遣等、旧市民会議への直接的な支援については一定の役割を終え、旧市民会議のメンバーによる主体的な活動が継続できています。

(2) 市社協と連携した担い手養成

担い手の裾野を広げる取り組みの拡大

- 市社協のボランティアセンターやボランティア連絡会の活動支援を通じて、地域福祉活動の担い手確保を図っています。新たな取り組みとして、福祉総務、市民協働、市社協が共同してあかねが丘学園の講座を担当し、団塊世代をターゲットとした担い手確保策

をスタートさせています。

- 一方で、新たな担い手として期待される企業への働きかけや、市民活動センターのあり方検討について、取り組みが求められています。

(3) 地域の安全・安心を高める

日常の見守りから緊急災害時の支援の拡大

- 「災害時要援護者ガイドライン（地域における避難支援の手引き）」を策定し、指針に基づく全市的な取り組みをスタートさせました。あわせて、市社協による災害ボランティア登録が進められており、自治組織では防災訓練において災害時要援護者の避難訓練を取り入れる地域が増えています。
- 平成 25（2013）年度に民生委員児童委員の一斉改選があり、要援護者の見守りの核となる体制が維持されています。民生児童委員協議会において、障害者の避難地図づくりが実施されました。
- 市社協では身近な居場所づくりを支援しており、年々増加しています。また、9 地区社協における「ふれあい訪問事業」実施を支援しており、見守りの輪を広げています。

(4) 地域ぐるみのケア体制づくり

- 在宅サービスゾーン協議会において、市・市社協・在宅介護支援センターが連携を図っています。
- 市社協事業として「日常生活自立支援事業」が実施されており、判断が困難な高齢者や障害者の金銭管理や福祉サービス利用の相談を支えています。また、障害者の基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター、後見支援センターが開設され、総合相談の拠点となっています。さらに、サロンやふれあい訪問などの事業によって、身近な困りごと相談を受け止めています。
- 全市的な認知症高齢者対策として、「徘徊・見守り SOS ネットワーク」をスタートさせています。

(5) 担い手参加による計画の進行管理

- 市、市社協、学識経験者、コンサルタントが参加し、第 2 次地域福祉計画の中間評価を実施しました。
- 7 校区の地域福祉活動の担い手が参加する地域福祉推進会議を開催し、担い手の意見を中間評価に反映させるなど、計画の進行管理を行っています。

施策・事業の進捗状況と評価（市・市社協）

※達成度 A：高い、B：やや高い、C：ふつう、D：やや低い、E：低い

8割以上⇒A、6割以上8割未満⇒B、4割以上6割未満⇒C、2割以上4割未満⇒D、2割以下⇒E

策	重点事業	活動主体	評価			
1 住民主体の中心組織づくりと活動支援	1-1 地域福祉コーディネーター(市社協の地区担当職員)配置のしくみづくり	市	A			
		市社協	A			
		住民等		B		
	1-2 住民主体の市民会議の活動支援	市		B		
住民等			B			
1-3 まちづくり施策との連携、調整	市				C	
	市社協	A				
2 市社協と連携した担い手養成	2-1 市社協のボランティアセンターの活動支援(広報、場所の確保)	市			C	
		市社協		B		
		住民等	A			
	2-2 ボランティアセンターと連携した福祉教育の充実	市			C	
		市社協			C	
2-3 あかねが丘学園とボランティアセンターによる団塊世代ボランティアの活動支援	市		B			
2-4 ボランティアセンターと連携した企業ボランティアへの働きかけ	市				D	
	市社協				D	
2-5 ボランティアセンターと連携した市民活動センター(構想)の検討	市				D	
3 地域の安全・安心を高める	3-1 災害時要援護者支援の全市的な取り組みの展開	市		B		
		市社協		B		
		住民等		B		
	3-2 障害者の避難支援の推進	市		B		
		市社協		B		
3-3 日常の見守り活動の支援	市		B			
3-4 身近な居場所づくりの支援	市		B			
	市社協		B			
3-5 住民主体の地域課題解決の取り組み支援	市	A				
4 地域ぐるみのケア体制づくり	4-1 在宅サービスゾーン協議会と地区社協の連携	市		B		
		市社協			C	
		事業者			C	
	4-2 高齢者や障害者の地域ぐるみの相談や権利擁護	市			C	
市社協	A					
住民等	A					
4-3 商店街との連携や情報発信	市		B			
	市社協			C		
4-4 新しい課題を抱える人への支援	市		B			
市社協			B			
5 担い手参加による計画の進行管理	5-1 住民参加による計画の進行管理	市			C	
		市社協			C	
		住民等			C	
	5-2 市の関係部署と市社協の連携・協力	市			C	
市社協			C			
5-3 市職員の実践現場での養成(ワーキンググループ)	市			C		
5-4 地区社協と共同の地域福祉フォーラムの開催	市			C		
市社協			C			
住民			C			

第2章 計画の構成

1 計画の位置付け

本市では、高齢者や障害者への支援をはじめ、子育て層への支援など、各々の計画を策定し、分野ごとの福祉施策を展開しています。また、地域福祉活動の担い手も、それぞれ専門分野別に活動している状況にあります。

第3次地域福祉計画は、本市の第5次長期総合計画の個別計画にあたります。縦割りの計画や地域福祉活動を「地域・住民参加」という横糸でつなぎ、住民のニーズに応じて総合的な福祉サービスを提供することをめざします。

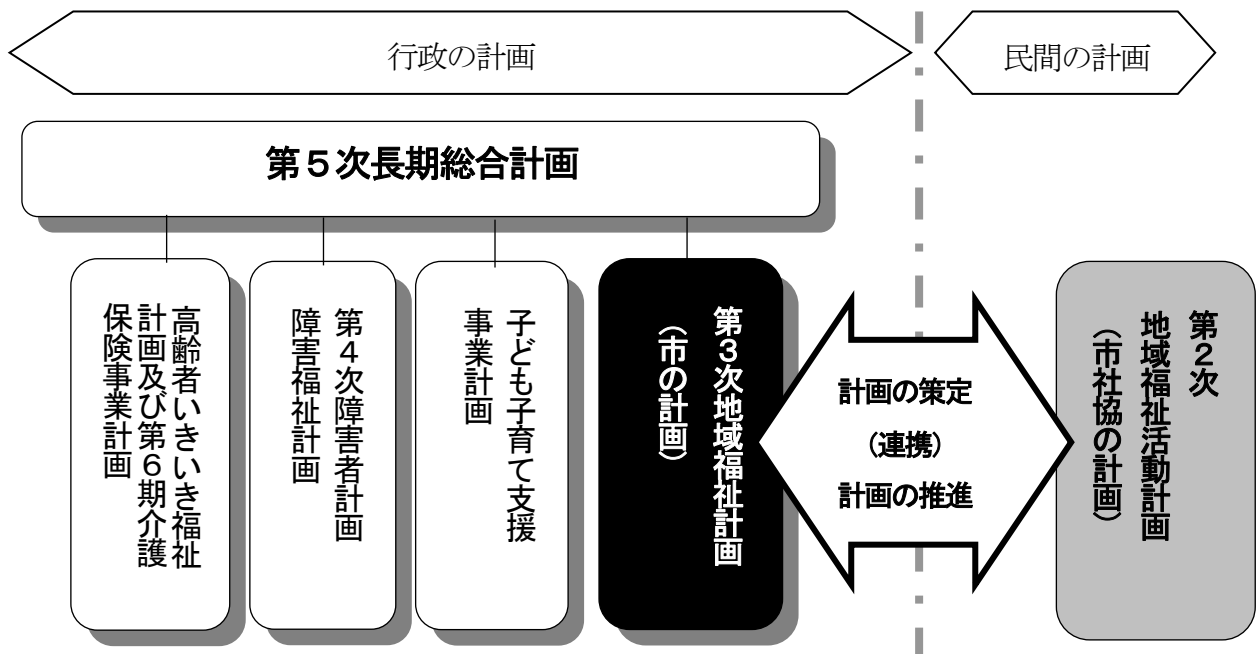


図 計画の位置付け

市と市社協が連携して計画づくり

地域福祉計画は本市が策定し、地域福祉の方向性や市の取り組みを規定するものです。

一方で、地域福祉活動計画は市社協が策定する計画で、住民参加の窓口である市社協を中心として、民間側の取り組みを規定するものです。市と市社協は、連携して計画を策定し、その実現に向けて取り組んでいきます。

2 計画の全体像、市社協の活動計画との関連性

表 地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要

	地域福祉計画（市の計画）	地域福祉活動計画（市社協の計画）
策定主体	明石市	明石市社会福祉協議会
概 要	行政計画	民間計画
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・長期総合計画の個別計画 ・分野別の福祉計画を地域ぐるみの 支え合いの視点でつなぐ行政計画 ・行政計画として、地域福祉の方向性を 示す ・環境整備、民間活動の支援策、関係機 関や団体間のネットワーク、相談体制 などのしくみづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政計画と連携した、民間側の取り 組みを定める行動計画 ・市社協の事業、民間活動を支援する 事業

3 計画期間

明石市地域福祉計画及び明石市社会福祉協議会地域福祉活動計画は、平成 28 (2016) 年度から平成 32 (2020) 年度までの 5 年間を計画期間とします。なお、社会動向の変化や計画の進捗状況に対応して、計画の見直しを行います。

表 長期総合計画及び個別計画の期間

	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32 2020	H33 2021	H34 2022	H35 2023	H36 2024	H37 2025
明石市第 5 次長期総合計画	→					→				
明石市第 3 次地域福祉計画	→					→				
(明石市社会福祉協議会第 2 次地域福祉活動計画)	→					→				
明石市高齢者いきいき福祉計画 及び第 6 期介護保険事業計画	→					→				
明石市 4 次障害者計画	→					→				
明石市障害福祉計画 (第 4 期)	→					→				
明石市子ども・子育て支援事業 計画	→					→				

4 策定方法

第 3 次計画を策定するにあたっては、活動の担い手の意見を計画に反映させることを目的に地区社協役員、ボランティア、民生委員児童委員、自治会・町内会、PTA など、約 2,400 人を対象とした「担い手アンケート調査」を行いました。また、NPO や学生ボランティア、相談機関等を対象としたヒアリング調査も併せて実施しました。

計画策定では、策定委員会を設けて計画案の検討を行いました。平成 27 年●月、第●回策定委員会で計画素案の検討を行い、●月には、幅広い市民の意見を計画に反映するために、パブリックコメントを実施し、第●回策定委員会で最終の取りまとめを行いました。

第2部 第3次地域福祉計画

第1章 基本理念

本市では、第5次長期総合計画において、目指す10年後のまちの姿として「ひと まち ゆたかに育つ 未来安心都市・明石」を掲げています。

第3次地域福祉計画は、長期総合計画の考え方を踏まえて、具体的な取り組みを示す分野別の個別計画にあたります。本計画においても第2次計画にかかげた理念を継承します。

基本理念 それぞれの地域が それぞれの特色を活かした方法で
「誰もが安心して住み続けることができる地域づくり」に取り組もう

計画名称 「共に生き、支え合いを育む“明石ほっとプラン”」

1 それぞれの地域がそれぞれの特色を活かした方法で

明石市は、市内それぞれの地域で独自の特徴や資源をもっています。「誰もが安心して住み続けることができる地域づくり」という共通の目標に向かって、それぞれの地域がそれぞれの特色を活かした独自の方法で取り組めるように、地域福祉活動を支援していきます。

2 地域福祉活動の更なる活性化を

第1次計画における市民会議の取り組みは地区社協に引き継がれるなど、第2次計画において地域福祉活動の中心組織づくりにつながっていきました。

地域福祉活動は地区社協やボランティア、民生委員児童委員、自治会等が中心となり推進されています。しかし、担い手メンバーの高齢化や固定化が進んで負担感が増しているなど、活動の活性化に向けた取り組みが求められています。本市は、市社協や事業者等と一緒に、担い手の養成を図りながら地域福祉活動の活性化を目指します。

3 住民、地域組織、事業者、行政の協働で取り組む

地域福祉活動の主役は、地域で活動している住民や地域組織です。本市は担い手の活動を支援し、協働の取り組みによって計画の実践をめざします。地域福祉活動の担い手同士の信頼関係を築き、人の輪を広げ、共に目標の実現をめざします。

第2章 基本方針

1 基本方針

(1) 住民主体で地域の福祉力・地域力^{注)}を高め、活動の活性化を図る

地域福祉の推進には、行政による公助、住民をはじめ地域組織による共助、住民の自助が一体となって取り組んでいく必要があります。

日常生活の見守りや災害時の支援などは、行政や専門職の力は限られており、近隣の住民による支え合いが必要になります。他方、積極的に地域福祉活動を行っている団体等では担い手の固定化、高齢化による後継者不足が課題となっており、解決策の模索が続けられています。

本市や市社協は、共助における住民主体の活動を計画的に支援することによって、各団体間の連携調整を図りながら地域の福祉力・地域力を高めるとともに、担い手の養成等地域福祉活動の活性化を図っていきます。

注) 地域の福祉力・地域力：近隣の住民が助け合い、地域課題を自ら解決していく力。

(2) 人のつながりに支えられた地域の安全・安心の充実

近隣の人のつながりに支えられて日常の見守り活動が行われている地域は、災害時などには要援護者の支援がスムーズに行われます。

地域コミュニティの希薄化が進んでいるなかで、高齢者、障害者、子ども等、日常生活において困りごとを抱えやすい人々への支援について、身近な地域でできることを少しずつ積み重ねていきます。また、災害時の要援護者支援とあわせて、地域ぐるみの日常の見守りの輪を広げていきます。

(3) 相談支援体制の強化を進める

民生委員児童委員による友愛訪問をはじめ、自治会・町内会、地区社協、ボランティアグループなどによる制度外の援助サービス（インフォーマルサービス）と、公的機関や地域包括支援センター、在宅介護支援センターなど法律などの制度に基づいたサービス（フォーマルサービス）について、利用者本位の視点で両者の連携を図ります。

地域ぐるみの相談や権利擁護の活動を支援するとともに、さまざまな課題を抱える人を支えるために、ワンストップ総合相談窓口の体制づくり、体制強化を進めます。

2 圏域の考え方

小学校区は、共助の場となる住民主体の圏域であり、本市のまちづくり施策の圏域でもあります。自治会・町内会などの地域組織が人のつながりを支えています。また、中学校区は、市や市社協などのサービス提供側で用いられている圏域であり、地区民生児童委員協議会、在宅サービスゾーン協議会などの組織が活動しています。

また、地区社協の活動は徐々に小学校区化が進むなど、地域福祉活動はそれぞれの地域が必要と感じる圏域での活動へ移行しています。

市や市社協は地域福祉活動の圏域について、地域の活動状況に応じて検討し、より充実した活動へ発展していくように支援します。

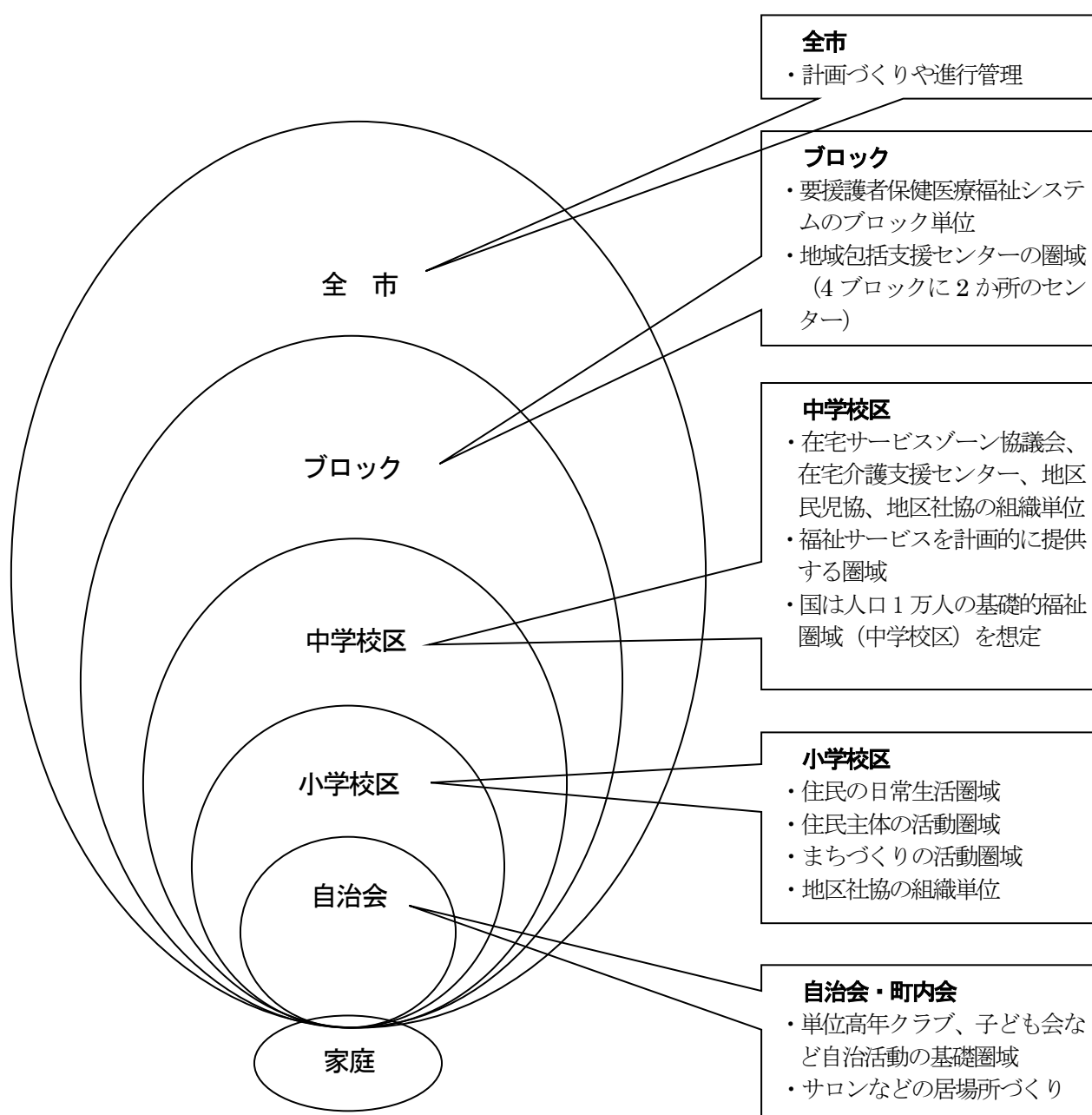


図 圏域の考え方

第3章 施策・重点事業

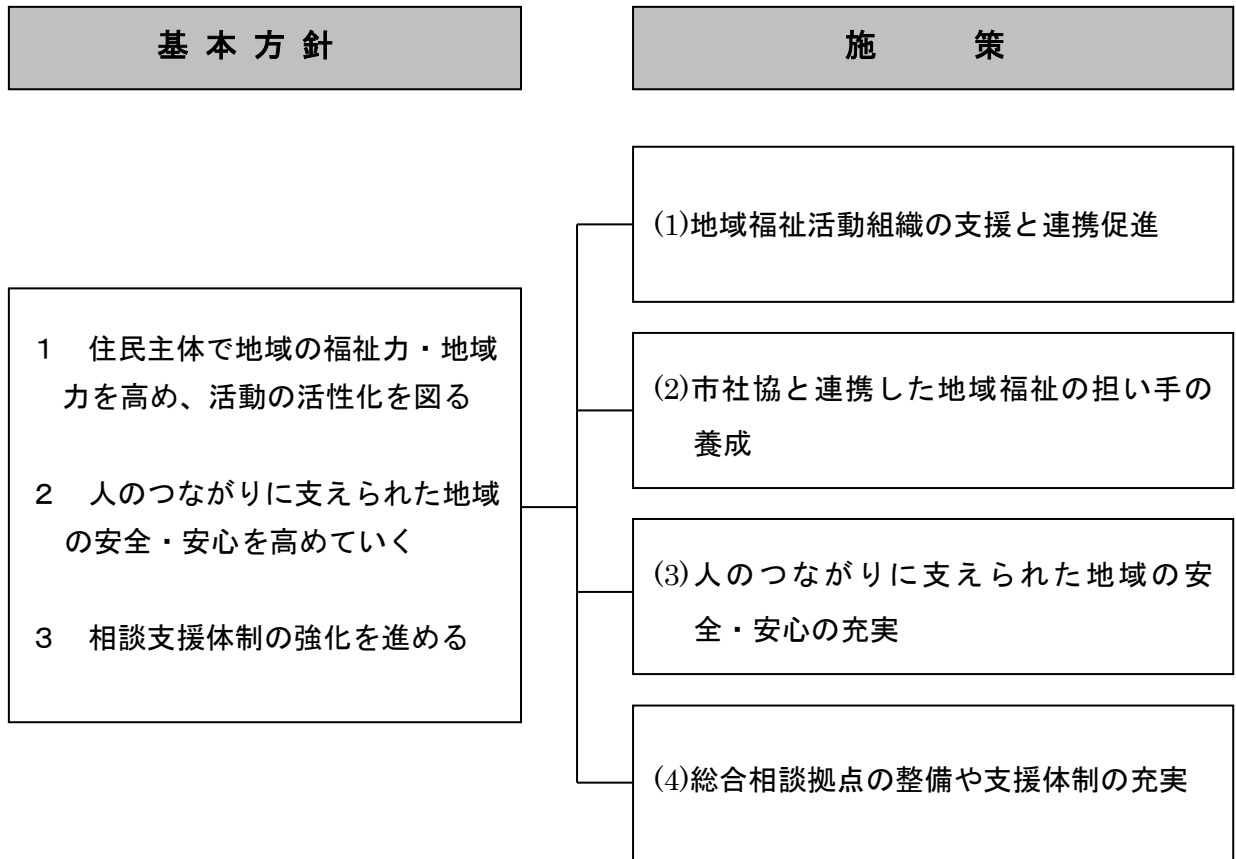


図 基本方針と施策体系

優先度の高いものから取り組む

地域には様々な課題がありますが、人材・予算・時間などの制約があるため、それらのすべてに取り組むことは困難です。そこで、計画期間における重点事業を定め、事業ごとに活動主体や事業の概要、実施の時期と目標を示しています。